

目次

大川美術館	1P
桐生税務署	2P
群馬県法人会連合会	4P
行政県税事務所	7P

大川美術館では、10月8日から12月18日まで、桐生出身、もしくは在住のアーティストたちによるグループ展「桐生のアーティスト2022 Natural color」展を開催します。

桐生の誇る日本の名画

大川美術館(No.91)

hide in steam

2022年

佐野 広章

木版(水性凹凸版)・和紙

この展覧会のテーマは、タイトル通り「ナチュラルカラー」です。豊かな自然に囲まれ、そして江戸時代から「織都」として繁栄した桐生には、繊細で、奥深い色彩の感覚が今も息づいています。

最近桐生市では、「球都桐生」と称して野球をテーマにした公民連携によるまちづくり活動を推進しています。「織都」とならんで「球都」となるようですが、わたしには、これらに加えて「美都」(アート)桐生もいいのではないかとおもっています。それほど、この桐生の地域には、美術、芸術に関心のある方が多く、また豊かな自然に囲まれながら創作をつづけているアーティストも豊富だからです。

一方で、これまで前へ、前へと進むことだけに傾いていたわたしたちにとって、2年以上にわたるコロナ禍による「自粛」は、一度立ち止まって今までの「暮らし」を考えたおす機会にもなったのではないでしようか。

ウィズコロナの今、豊かな自然と向き合いながら、気負うことなく、natural mind-自然体で作る桐生のアーティストたちの作品をご覧ください。心の豊かさ



を取り戻し、これからのわたしたちの日常を見直すきっかけにしたいだければとおもいます。

参加していただくアーティストのみなさんは、つぎの通りです。菊池雄介、佐野広章、土田好江、難波多輝子、平岩葉子、堀越達人、村田佳彦、RIPPLEY.O.HIYON、さらに特別出品として「天然染色研究所」を主宰する田島勝博。(五十音順、敬称略) 展示作品は、絵画、版画、立体、テキスタイル、漆工芸、服飾、写真等、実に多彩です。

なおこの展覧会は、同時期に開催される「桐生市有鄰館ビエンナーレ2022」(会期:10月7日)10月23日、会場:桐生市有鄰館、主催:桐生市、桐生市有鄰館運営委員会)と連携協力しています。

(大川美術館館長・田中 淳)

# 税を考える週間 11月11日(金)～17日(木)

国税庁では、国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」は、新たにテーマを「これからの社会に向かって」として、桐生税務署では、以下のとおり関係民間団体などと共催した行事が計画されています。

## 令和4年度 税を考える週間行事

月 日	時 間	行 事 名	主 催	会 場
9月29日(木)	10:00～	e-Tax eLTAX PRイベント (かさかけ商工フェア)	桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会 (笠懸町商工会)	桐生大学グリーンアリーナ (みどり市民体育館)
10月16日(日)	10:00～	e-Tax eLTAX PRイベント (末広町防犯防災イベント)	桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会 (桐生市末広町商店街振興組合)	末広町通り
11月11日(金)～ 11月17日(木)	終日	小学生 「税に関する絵はがき」展示	・公益社団法人 桐生法人会(女性部会) ・桐生税務署管内租税教育 推進協議会	桐生市役所 みどり市役所
11月11日(金)～ 11月30日(水)	終日	中学生 「税についての作文」展示	桐生地区納税貯蓄組合連合会	桐生税務署(11日～30日) 群馬県庁(11日～17日) 桐生市役所(11日～17日) みどり市役所(11日～17日)
11月11日(金)～ 11月30日(水)	終日	「税に関する高校生の作文」 展示	・桐生税務署 ・桐生税務署管内 租税教育推進協議会	
11月10日(木)	15:00～	桐生税務署長講演会	桐生税務署管内 税務関係団体連絡協議会	桐生商工会議所
11月11日(金)	15:00～	納税表彰式	・桐生税務署 ・桐生行政県税事務所 ・桐生地区納税貯蓄組合連合会 ・桐生税務署管内青色申告会連合会	桐生商工会議所

## 年末調整等に関するパンフレットの送付に係る国税庁からのお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ～年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください～

年末調整等に関するパンフレットは、9月下旬頃に、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」に掲載いたします。

### 年末調整の電子化及びキャッシュレス納付のご案内

#### (1) 年末調整の電子化

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)



#### (2) キャッシュレス納付

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。

([https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen\\_nouzei/cashless.htm](https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm))



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、電話相談センターをご利用ください。ご利用に当たっては最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」を選択してください。

# 群馬県法人会連合会 令和5年度税制改正要望まとめまる

群馬県法人会連合会では、県内の会員企業からの税制に対する意見・要望を取りまとめ「令和5年度税制改正に関する提言書」を策定。6月20日に齋藤県連会長と税制委員会の連名にて、小林全法連会長に提出した。

提言では、会員を対象に実施した「税制改正に関するアンケート調査結果及び各単体会で策定した提言の内容が集約されている。

コロナ禍により疲弊した中小企業の存続とコロナ収束後の持続的な経済の回復と成長を促す政策を提言の主眼として、「持続可能な社会保障制度の構築」・「事業承継税制の拡充」・「デジタル化の推進と行政改革の徹底」など、「中小企業の活性化に資する税制の確立」が要望に盛り込まれている。

今後は各県連からの提言をベースに「令和5年度税制改正に関する提言」を作成。その後は秋以降に税制委員を中心とする役員により、国・全国の地方自治体・政党等に対して改正実現に向けた要望活動を展開する。

## 《基本的な課題》

### 1. 税・財政改革の在り方

#### 1. 財政健全化に向けて

コロナ禍対策により、我が国は多額の財政支出を余儀なくされている。こうした中で、2025年度のプライマリーバランス黒字化目標は大きく後退すると見られている。

新型コロナが収束したら、直ちに本格的な税制改革に乗り出せるよう準備をしておくことが大切である。その際には財政健全化は歳入・歳入の一体的改革によって進めることが重要であり、特に歳出については聖域を設けず、分野別の具体的な削減方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

### 2. 社会保障制度に対する基本的な考え方

我が国は急速な少子高齢化が進行しており、2040年には高齢者人口がピークを迎え、団塊の世代が後期高齢者となる2050年が迫っている。

(一) 診療報酬体系の見直しとジェネリック医薬品の普及(二) 介護保険は真に要否を判定するなど、給付と負

担のあり方の見直し(三) 高所得者の年金給付の削減と生活保護給付の適正化

### 3. 行政改革の徹底

行政改革の取組は極めて不十分であり、遅々として進まず、かえって肥大化しつつある。厳しい経済環境の中、国民に負担を求めするために、国・地方において、徹底した行政改革が必要である。

(一) 国・地方における議員定数の削減、歳費の抑制 (二) 国・地方公務員の人員削減、人件費の抑制 (三) 特別会計と独立行政法人などの見直しによる無駄の削減 (四) 民間活力を阻害する各種規制を撤廃し、民間にできることは民間に任せ成長に繋げる。 (五) 既得権益構造に根ざす「官」から「民」への天下り人事等の禁止

### 4. マイナンバー制度

(一) マイナンバー制度は公平で効率の良い社会保障制度の基盤として活用し、納税、年金、医療などに関する手続きの簡素化、事務の効率化により行政コストの削減などにつなげる必要がある。

(二) 令和4年4月1日現在の群馬県内のマイナンバーカード取得率は36.7%と全国平均(43.3%)を大きく下回り、都道府県別では全国44

位に低迷している。健康保険証・免許証としての利用が可能となるなど、制度の整備は進みつつあるが、引き続き利用範囲の拡大を行っていただくことを要望する。

(三) 制度の適格な運営のため、「国民大多數のカード取得が不可欠」である状況を早急に整備することが重要である。たとえば、行政手続きの個人認証の際には、マイナンバーカードの利用を必要にするなど、取得拡大に向けた諸施策を検討願いたい。

(四) データ漏洩防止やシステムの管理等には徹底したセキュリティ対策が必要である。

### ◆経済活性化と中小企業対策

#### 1. 中小企業の活性化に資する税制措置

(一) 軽減税率の本則化と適用所得の引き下げ

中小企業者等の年所得800万円以下の部分に適用される法人税の軽減税率15%(本則課税19%)の適用期限が延長されたが、依然として租税特別措置法による時限措置のままであり本則化するべきである。

#### (二) 法人税の軽減措置

OECD加盟国の法人実効税率の平均は25%、アジア主要国10カ国の平均は22%となっており、依然と

して我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、法人実効税率引き下げを求め、また、創業間もない事業体への課税免除又は軽減措置など特段の配慮を求める。

(三) 優良申告法人に対する法人税の一时的軽減 新型コロナ感染症拡大に伴い、地域経済を担う中小企業、小規模事業者の経営状況は極めて厳しい状況となっている。こうした状況下においても、適正申告に積極的な中小企業優良申告法人に対して、一时的に法人税を減税するような優遇措置を要望する。

(四) 退職給与引当金制度の復活 平成14年に連結納税制度の創設に伴い、退職給付引当金の計上が経過期間を経て廃止されたが、退職金を支払う法人に退職給付債務が存在することは事実であり、このような債務の発生金額を適時適切に損金として処理することが必要である。

## 2. 事業承継税制の拡充

地域経済を支える中小企業は経営者層の高齢化も進み、技術の伝承・事業承継には多くの困難がある。関連法規を整備し事業承継の推進を図らなければ、我が国の産業構造並びに地域社会を支え続けてきた担税基盤が損なわれることになる。

(一) 欧州主要国のように中小企業の活性化を目的に「事業用資産を一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設」を求める。

(二) 生前贈与のさらなる拡充や納税猶予制度の特例措置を延長するなど、弾力的な対応を求める。

(三) 中小企業の未上場株式の評価方法を見直し、経営権の安定した継承のためにも「払い込み金額による評価(旧額面)」とすべきである。

## 3. 消費税引き上げに伴う対応措置

(一) 軽減税率制度は事業者の事務負担が大きく、税制の簡素化、税務執行コスト等の観点から問題が多い。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、是非を含めて見直しが必要である。

(二) 令和元年10月から消費税が10%へ引き上げられ、令和5年10月から適格請求書等保存方式(インボイス制度)が導入される。その際には「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となる。しかし、対応が出来ずに、制度の導入を機に廃業を考えている中小企業・個人商店も少なくないとの調査結果もある。法人会がかねてより要望している「単一税率の維持」を改めてつよく要望する。

(三) 令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式(インボイス制度)については、適格請求書発行事業者への移行に向けて段階的な措置が導入されたが、制度の十分な周知とこれまで消費税免税事業者であった小規模事業者等への経営支援を願いたい。

(四) 制度導入後は取引相手から不当な仕入代金の減額、買いたたき、購入の強制等、増税分を適正に価格に転嫁できないことの無いよう、必要に応じた監視や措置が必要である。

(五) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して、特段の配慮を求める。

(六) 昨年4月から「消費税の総額表示」が義務化されたが、末端の小売段階で店内飲食・テイクアウトとも同一価格を採用するコンビニなど、軽減税率導入の趣旨にそぐわない措置を取るケースが散見されるので、徹底が必要である。

## 4. デジタルトランスフォーメーション(DX)支援の充実

ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション(DX)に向けた投資促進税制が創設された。DX推進、顧客

管理・業務の効率化・BCP対応・働き方改革などの面で大変重要だが、中小企業にとってはIT人材の確保や資金確保等で大きな課題があり、国による一層の支援を求める。

## ■地方のあり方

地方創生については、新たな創業支援等だけでなく、業態を正し、経営革新を行い、事業の再編と第二創業に立ち向かう中小零細企業承継には新たな支援が必要である。社会構造の変化に対応したデジタル化の課題もあり、人材育成等を含め、幅広く、手厚く支援する必要がある。

## ■法人税関係

1. 役員報酬の定額同期同額給与の廃止・役員給与の損金算入の拡充

役員報酬は年額契約であり、事業年度を通じて月々支払額が変動しても、事業年度総額で合っていれば認めることを要望する。また、役員報酬は本来、職務執行の対価であり、原則として損金算入できるように見直すべきである。

## 2. 消費税との二重課税の廃止

消費税と二重課税となっているガンリン税・酒税等は即刻廃止すべきである。

### 3.自動車関係諸税

ガソリン税を含む自動車関係諸税については、国際的にみても過重な負担となっており、簡素化・軽減を要望する。しかしながら将来的には道路のメンテナンス費用等の大幅な増加が予想されるため、仮に課税が継続される場合については「道路特定財源に戻すこと」を含めて議論を要望する。

### 4.印紙税の撤廃

売上代金に係る受取書の印紙税非課税額が3万円未満から5万円未満に引き上げられるなど、過去の法人会の要望は実現してきた。しかしながら、IT化が進展する中、紙の文書に課税、電子取引に非課税という事態が生じており、印紙税自体が不合理で不公平な税制になりつつある。早急に制度自体の撤廃を要望する。

### 5.冠婚葬祭費等

社会通念上、通常必要とされる冠婚葬祭費等に際して支出する祝い金・香典花輪等は、地域に根ざした経済取引環境下にある中小零細企業にとっては広告費的要素が強いので損金算入を認めるべきである。

### 地方税関係

1. 固定資産税の評価方法等の見直し

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。加えて事業用資産への課税は廃止を含めて見直しする必要がある。また、家屋については、耐用年数をはるかに経過したものがかなりの評価額を構成している。再取得価格方式により評価しているが、評価方法の見直しを検討する必要がある。

### 2.事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税の性格を有するとともに、中核都市（人口30万人以上）等だけに課税されるなど、課税対象となる基準等が不公平であり廃止を求める。

### 《その他》

#### 1.震災復興

東日本大震災・熊本地震・北海道胆振東部地震、その他にも数多くの災害が発生し、財政出動・義援金等で支援をしているが、継続していくことが必要

#### 2.租税教育

法人会における租税教育への取り組みは、子どもたちが税の意義・使途等を理解し、「税は日常から切り離せないもの」と認識してもらうための重要な事業と位置づけられ

れている。また、税に関わることのみならず契約や消費者教育、選挙権の行使など、子どもたちが「実社会で必要な知識」が身につくようなカリキュラムの構築を要望する。

### 3.電子申告・電子納税 e-Tax と eLTAx

大規模法人の電子申告が義務化されたが、さらに利用者の事務軽減を図るべく、国税と地方税を同じシステムで電子申告・納税できるように e-Tax と eLTAx の規格統一を検討し、電子申告制度の充実を図る必要がある。電子申告・電子納税の更なる利用促進に向けてインセンティブとしての法人・個人に対する恒常的な税額控除制度等の創設を求める。

### 4.環境問題に対する教育の充実

SDGs の概念が普及し、環境保全・脱炭素社会への意識が高まってきている。法人会では、子供たちに税の仕組みや使途を理解してもらうための「租税教育活動」を実践しているが、次代を担う子供たちが「2050年カーボンニュートラル」実現をめざし、環境問題に対する興味・関心を高められるよう、教育現場における「環境教育」についても充実されるよう要望したい。

### 5.水源税の創設

群馬県の緑と県民税と同様の趣旨で利根川の水を利用する首都圏の大企業等を対象に「水源税」を新設し、利根川源流の環境保持に活用する。

### 6.少子化対策

晩婚率、未婚率の高さ、出生率の低さが少子化の理由と言われるが、現在行われている対策は、子育て支援が中心である傾向が強いと思われる。

先進各国の良い制度を採り入れ、子育て支援と並行して、晩婚と未婚の対策が必要である。低所得者の未婚率の高さを鑑み、税制面からも結婚適齢世代が結婚し、子供を産み育てることができる社会づくりと環境づくりが必要である。

### 7.提言のあり方

法人会が中小企業の声を発信する組織であることをより積極的に、より強くアピールするため「税制改正要望大会」の復活を引き続き強く要望する。

全国会員からの意見集約をした上での提言発信が筋ではあるが、全法連としても、税制小委員会を核に意見を速やかにまとめることが可能であり、「税のオピニオンリーダー」として必要な行動であると考えられる。以上

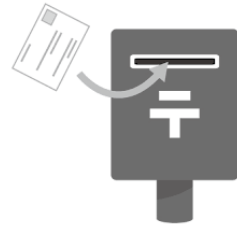
## 自動車税・軽自動車税等の納税は、**口座振替**が便利です

税金の納め忘れの心配がなくなり、金融機関等に出向く必要もないため、感染症予防にもなります。

### 申込方法

#### 自動車税

申込はがきに必要な事項の記入、届出印の押印をし、ポストに投函。  
申込みはがきは、行政県税事務所・各金融機関にあります。



キノピー

#### 軽自動車税・各種市税（桐生市）

市内の金融機関、市納税課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館で手続きできます。

必要なものは、口座番号がわかるもの（通帳など）、届出印

#### 軽自動車税・各種市税（みどり市）

市内の金融機関、市納税課、大間々庁舎、東支所で手続きできます。  
必要なものは、口座番号がわかるもの（通帳など）、届出印



みどモス

**【お問合せ先】 群馬県桐生行政県税事務所県税課（桐生市相生町 2-331）電話 0277-53-2113**

軽自動車税については、**→ 桐生市 電話(代) 0277-46-1111 みどり市 電話 0277-76-0956**  
各市へお問合せください。

**1冊から印刷**承ります!

紙の他にも色々な商品に印刷をする事が可能です。  
詳しくはお問い合わせ下さい。

うちわ Tシャツ マグカップ キーホルダー etc...

**太陽印刷工業株式会社** TEL.0277-45-2016  
群馬県桐生市三吉町2丁目7番53号 FAX.0277-45-2024  
E-mail : main@taiyo-printing.com

自動車販売・修理・保険代行業



創業1931年

有限 **鈴直モータース**  
会社

〒379-2311 群馬県みどり市笠懸町阿左美3321-2  
TEL 0277-76-3793 FAX 0277-76-3880

全国新酒鑑評会  
金賞受賞  
連続  
金賞受賞

淡麗、辛口、男の酒

清酒 **赤城山**

近藤酒造株式会社  
みどり市大間々町大間々1002  
TEL. 0277-72-2221

**Goodstyle**

新車・中古車販売 / ホイールリペア / カーコーティング / ルームクリーニング  
車検 / フィルム施工 / ガラスリペア / 車両整備 / 車両買取 / トックトゥック事業

株式会社グッドスタイル  
〒376-0013  
群馬県桐生市広沢町6丁目90-1  
代表取締役 **石原 健**



法人会の「経営者大型総合保障制度」は

1971年に創設されました。

想いをつないで50年。

これからも会員のみなさまと共に歩み、  
企業保障の大きな傘で会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO** 大同生命保険株式会社

群馬支社/  
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル4F)  
TEL 027-223-5260

**AIG** AIG損害保険株式会社

群馬支店/  
群馬県前橋市南町3-9-5(大同生命前橋ビル6F)  
TEL 027-223-5771

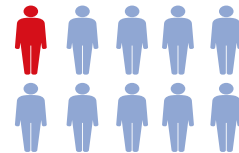
## 法人会会員企業の「経営者」の皆様へ

働くあなたを支える

**アフラックの  
休職保険**

働く人の**10人に1人**は、  
**1か月(31日)以上の休職**(※1)を経験しています。

(※1)有給休暇や欠勤などを含みます(産休・育休は含みません)  
「被用者保険加入者へのインターネット調査(2021年9月アフラック実施)」



**従業員様が休職したときの保障があると安心です。**



会社



見舞金など



従業員様

給付金の受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱いなどについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

**「資料請求」**はこちらから。

当リンクは2022年12月31日まで有効です。



**「休職」とは??**  
**1分30秒の動画で解説!**



<引受保険会社>

**Aflac** アフラック 群馬支社

〒370-0841 群馬県高崎市栄町16-11 高崎イーストタワー

URL <https://www.aflac.co.jp/>

契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について  
コールセンター **0120-5555-95**

※今後の対応は募集代理店が行います。

※取得した個人情報は、募集代理店に提供します。いただいた内容をもとに、後日担当代理店からご連絡します。

<個人情報の取扱について> 募集代理店宛 今回提供する個人情報の募集代理店における利用目的が、アフラックの各種商品やサービスの案内・提供・維持管理であることを確認しました。また、これらの利用目的のために募集代理店がその提携先であるアフラックに登録されている代理店と共同して対応する際には、個人情報が当該代理店に提供されることにつき同意します。

AF053-2022-0028